

東久留米市勤労市民共済会職員の給料及び旅費に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、東久留米市勤労市民共済会（以下「勤労市民共済会」という。）事務局職員の給料及び旅費に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(事務局職員の給料)

第2条 勤労市民共済会事務局職員の給料は次の額とする。

事務局長 月額 202,800円

事務局員 月額 174,600円

2 期末手当は、東久留米市再任用職員の支給月数に準じた額とする。

(勤務条件等)

第3条 勤務条件等については、東久留米市非常勤嘱託職員に関する要綱第6条から第13条を準用する。（ただし、嘱託職員を事務局職員に、市長を会長に読み替えるものとする。）

(旅費)

第4条 勤労市民共済会事務局職員が公務により旅行したときは、旅費として、東久留米市職員の旅費に関する条例(昭和36年9月27日条例第18号)に準じて支給する。

付則

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

付則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。